

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月13日

京都市農業委員会会長 中村安良

京都市農業委員会規則第2号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第12号及び第15号の「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市農業委員会事務局)